

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (加註印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キリバス	第二次タラワ環境電力供給施設整備計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	第二次タラワ環境電力供給施設整備計画を実施するために必要な 1. 発電所、配線網及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 3. 車両及びその調達に必要な役務の供与 4. 上記1、2及び3.の生産物の輸送に必要な役務の供与	796,000千円 H17.3.31まで	H16.7.9 タラワで (同日)	日本側 飯野建郎在キリバス大使 キリバス側 ターム・ビリボ外務次官	H17.5.17 277号
キリバス	クリスマス島沿岸漁業振興計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	クリスマス島沿岸漁業振興計画を実施するために必要な 1. 漁業基盤施設及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその搬付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	739,000千円 H18.1.19まで	H17.1.20 スバ(フアイジー)で (同日)	日本側 飯野建郎在キリバス大使 (フアイジーにて兼轄) キリバス側 ラタボ・ナカラ漁業・海洋資源開発大臣	H17.5.27 322号
キリバス	ベシオ港修復計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	ベシオ港修復計画を実施するために必要な 1. ベシオ港の修復に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	313,000千円 H18.3.15まで	H17.3.16 タラワで (同日)	日本側 飯野建郎在キリバス大使 キリバス側 ターム・ビリボ外務次官	H17.9.13 923号
キリバス	ベシオ港修復計画のための贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の交換公文	ベシオ港修復計画を実施するために必要な 1. 港の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材及びその調達に必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	521,000千円 H18.3.31まで	H17.7.12 タラワで (同日)	日本側 飯野建郎在キリバス大使 キリバス側 ターム・ビリボ外務次官	H17.8.16 790号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。